# 当社工事の警備費用に関する不適切事案の概要

株式会社かんでんエンジニアリング 2025年10月24日

## (1)調査の経緯

・2025年6月に当社のコンプライアンス相談窓口にて通報を受領。

#### 【通報の概要】

警備会社X社の社長とかんでんエンジニアリングの従業員が結託して、警備費用を実際に要した費用よりも多く請求し、積み増しした金額を警備会社とかんでんエンジニアリングの当該従業員にて分配していた。

#### (2)調査の体制等

・社外弁護士による客観的かつ公正な調査(資料収集と事実関係の確認等)を実施。

体 制:北浜法律事務所 中森 亘弁護士(他11名)

株式会社KPMG Forensic & Risk Advisory

関西電力送配電株式会社(当社の親会社)コンプライアンス推進本部

当社事業サポート本部(コンプライアンス担当)

期 間:2025年7月~ (継続中)

調査項目:①警備会社X社との取引(積み増し)およびキックバックに関する事実の解明 等

②本件の原因分析

③再発防止対策の提言

方 法:約1,000点の関係資料の調査、関係者29名に対するヒアリング調査、

2015~2024年における81名分のメールデータ等のデジタル・フォレンジック調査、

全社アンケート調査・ホットラインの設置

調査状況:10月22日に北浜法律事務所から第一次報告書を受領

- ✓ 現時点において、当社地中配電工事部および地中送電工事部の従業員13名が 2019年度~2024年度において、実際に要した費用よりも積み増しした金額での請求 を指示し、警備会社が請求書を発行し、その請求書に基づき支払っていたことが判明。
- ✓ 13名のうち5名は、2023年~2024年にかけて少なくとも合計約600万円の現金等を 受領し、うち8名(現金等を受領した3名を含む)と当該13名とは別の2名を含め10 名が私的な利益供与を受けていた。

## ○ 積み増し請求の概要

- ▶ 不正行為の手法としては、X社が作成する請求書について、当社従業員が警備会社の請求担当者に修正指示を行い、修正内容を反映させた請求書を当社に対して送付させ、同請求書に基づき、当社からX社に対して支払いを行っていた。
- ▶ 積み増し内容は、警備員の人数、警備員の稼働時間等の項目を追加していた。
- ➢ 警備員の人数の積み増しに関しては、工事が実施された日に実際の人数よりも多く修正する、 工事が実施されていない日に警備員を配置したかのように装う、休憩人員を含めて発注を行い つつ、実際には休憩人員は配置しない方法や、発注後に警備員が不要になったことを知りなが ら警備人数の削除は行わないという方法で行っていた。
- ▶ 現時点において、当社の地中配電工事部および地中送電工事部の従業員13名の関与が判明している。
- ▶ 積み増ししていた期間に関しては、ヒアリングや各種証拠類から2019年度~2024年度において行われていた。

## ○ <u>キックバックなどの見返り</u>

- ▶ 現時点において積み増し請求を指示していたと認められている13名のうち5名が、2023年~2024年において、現金および自身が負担した飲食費の領収書を処理させることを通じて、少なくとも合計約600万円のキックバックを受け取っていた。
- この他にも積み増しに当該13名のうち8名(現金等を受領した3名を含む)と当該13名以外の2名を含め10名が、割烹料理店での毎月の会食(車代込)や商品券の受領、ゴルフコンペ(年2回)の費用負担などによって、私的な利益供与を受けていた。

#### ○ 動機·背景

- ▶ 現時点では、少なくとも現金のキックバックを受けていた者については自己の利益のために積み増し請求を指示していたものと認められる。なお、工事を円滑に進めるために警備単価の低さを積み増して補い、能力の高い警備員を確保した等の供述もあるが、客観的に見れば、X社からの見返り(利益供与)と積み増し行為がいわば一体化していたと認められることから、その他の者も見返りを受けていることが積み増し行為の動機ないし背景事情になっていたことは否定できない。
- ▶ もっとも、現時点での調査でも、部署内で積み増し行為が常態化していたことが認められるところ、 見返りの態様・程度は様々であり、動機・背景については引き続き調査を要する。

## ○ 業務フロー (検収)の問題点

- ▶ 地中配電工事部において、過去に同種の不適切事案が生じたことを受け、現場代理人が日々の人員の現地確認を行い、上長が予定と実績を管理するとともに、週毎に上長が確認をしたうえで、現場代理人以外の担当者が照合するという厳格な検収フローが定められているにもかかわらず、実態は日報が事後に作成され、上長確認も不十分であるなど、改ざんが容易に行え、かつ、それが発覚しがたい環境であった。
- ▶ 地中送電工事部においては、警備手配および警備費精算に特化した検収と請求に係る業務フローが確立されていない状態であった。

# ○ 今後の調査概要

引き続き、社外弁護士による調査により、以下の点に関して調査・解明を進める。

- 他警備会社との同種事案の有無
  - ⇒本件調査の過程で、地中配電工事部の複数名と警備会社Y社との間において、積み増し の疑いの証跡が認められることから、今後さらなる調査を予定。
- > 一連の不適切事案に関する原因究明
- ▶ 再発防止策の提言 等

# ○ 当面の対応策(1/2)

実施項目	概要	実施時期
1.現地の確認強化	・警備日報は事後作成とならないように、当日に警備人数と稼働時間を確認し、警備員の署名等をもらうフローを強化。 ・当該部門の発注工事について、別部門の幹部が警備人数等の現地確認を実施。	実施中
2.業務フロー見直し等	<ul><li>①検収時の根拠資料について、別部門が チェックすることとし確認を強化。</li><li>②警備費精算に特化した検収と請求に係る 業務フローの充実の検討。</li></ul>	①実施中 ②検討中

# ○当面の対応策(2/2)

実施項目	概要	実施時期
3.アンケート調査および ホットラインへの申出を 踏まえた対応	・当該事案に加えて、他のコンプライアンス違 反の有無を把握するために実施※1。 ※1現時点において新たに判明した事案は無し	調査中
4.警備会社への対応と 贈答・接待に関する 厳格化	・X社、Y社に対し発注保留※2を実施。 ※2発注保留とは、当面の間、当社から協力会社に対し、 発注を行わないこと	本日以降速やかに実施
	・贈答・接待に関する社内規程において、接 待を受けることを禁止する規定を新たに設置。	本日実施済

当社として、引き続き、社外弁護士による調査に全面的に協力し、調査結果を踏まえた抜本的な再発防止に取り組み、二度とこのような事態が起こらないよう、全力を尽くしてまいります。